

防災拠点に関する上位計画等の整理

資料1で参照した国等のガイドラインや本市上位計画について、現時点で特に配慮が必要と思われる該当箇所を以下に抜粋します。

①防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（新築版）

- ・大地震時に指揮拠点となる建築物では、活動拠点室における災害対応機能の継続が必要となる。
- ・建築主は防災拠点において遂行すべき業務を特定し、大地震時に果たすべき具体的な機能について設計者に明示すること。
- ・設計者は建築主との協議を通じて、ライフラインの復旧に要する想定時間など、災害・復旧シナリオを踏まえ、時間軸に沿った機能継続の目標を設定する。
- ・機能継続の目標設定にあたっては、組織のBCPとも整合させつつ、ライフライン途絶時における自立期間の目標を設定する。総務省消防庁は、庁舎について、災害時の地方公共団体の機能を低下させないよう、72時間は外部からの供給なしで非常用電源が稼働できること、停電の長期化に備えて予め燃料販売事業者と協定を締結すること等により1週間程度は災害対応に支障が出ないよう準備することを推奨している。
- ・平時に業務の中心となる施設と別の施設について大地震時における機能継続を図ることにより、組織全体の対応力を高める方策を取ることも考えられる。
- ・大地震時の緊急対応を行う活動拠点室等については、エレベーターが停止した際のアクセスを考慮して、浸水可能性も考慮した上で機能継続上の影響ができるだけ小さい階に配置することが望ましい。
- ・大地震後の緊急対応段階や、復旧段階において必要とされる一時的な業務を想定し、そのための活動室を予め想定しておく。庁舎であれば、大地震後の復旧の段階に応じて、消防、自衛隊、国及び他の地方公共団体からの派遣職員等の活動拠点や、罹災証明書の発行や応急的な住まいの確保に係る手続きに必要な業務スペース等、一時的に必要なスペースを確保することが考えられる。
- ・対象建築物は、大地震時に機能継続できることが必要となる。このため、大地震時に構造体に目標とする水準の機能継続に支障となる損傷が生じないこととする。
- ・対象建築物の非構造部材については、大地震時における人命の安全確保及び二次災害の防止に加えて、大きな補修をすることなく、施設の機能継続ができるように設計するとともに、確実な施工を行う。
- ・対象建築物の建築設備については、大地震時における人命の安全確保及び二次災害の防止に加えて、大きな補修をすることなく、必要設備の機能確保が所要の期間継続できるように設計するとともに、確実な施工を行う。
- ・対象建築物におけるライフライン（電力、ガス、上下水道等）の途絶時における機能継続、円滑な復旧を実現するため、エネルギー源・水源の確保、仮設備・補給への対応性の向上等の対策を講ずる。

・想定を超えた災害や、想定外の故障等が発生した際にもある程度の対応性を発揮できるよう、建築設備システムの並列冗長化・分散化を基本とするとともに、一部の不具合が全体的な機能喪失に波及しにくい構成とすることや、代替設備の導入が容易な構成とすること等を考慮する。また、平常時に使用する設備が非常時の対象建築物の機能継続のために活用できることが望ましい。

②防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（追補版）

「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（新築版）」は新築建築物を念頭に置いてとりまとめられていますが、既存建築物についても改修のみならず増築、別棟の新築又は一部機能移転を含めた幅広い対応により、防災拠点建築物になりえます。既存建築物についても災害時に機能継続を図るためには新築建築物と同レベルの性能を確保する必要がありますと考えますが、既存建築物特有の技術的制約条件があるため、そのような制約条件の下での対応について技術的に可能な対応や代替手段の方法についての考え方を追補版としてとりまとめています。なお、追補版は新築版と合わせて参照されるものとして整理されています。

本市においても、既存庁舎や消防本部に災害対策本部を設置する案も検討しているため、本ガイドラインを参照します。

- ・機能継続に係る目標に関して、既存建築物の改修のみによっては、目標が達成困難な場合、増築、別棟の新築又は一部機能移転のほか、他の建築物との連携や、棟ごとに機能を分担させ、建築群全体で機能継続を図ることが考えられる。また、敷地外の建築物も含めた幅広い連携の中で機能継続の目標を達成することも考えられる。
- ・既存建築物において、改修のみならず、増築、別棟の新築又は一部機能移転を同時に行うことが困難な場合、段階的に目標を達成することが考えられる。その際は、目標達成までのスケジュールを作成する必要がある。目標達成までのスケジュールの設定については、改修や増築等の施工の優先順位を整理した上で、年次計画を策定し、計画通りに実施されていることを継続的に確認する必要がある。
- ・防災拠点となる既存建築物を改修する場合、改修期間中も代替建築物に一時機能移転するなどによって、防災拠点の機能が継続されるように改修計画を設定することが必要である。
- ・既存建築物の構造計画について、耐震補強により耐震性向上を図る方法が考えられるが、高層階を減築して建物重量を減らすことや、免震改修により、建築物に作用する地震時荷重を低減する方法も考えられる。
- ・既存建築物の活用の際、必要に応じて耐震改修を行う場合があるが、求められる機能継続性に対して十分な改修等が困難であり、機能継続を図ることができないおそれのある部位等について、大地震時に想定される損傷等を整理した上で、マニュアル等を準備する必要がある。

・既存建築物については立地による対策ができないことから、アクセス道路の途絶やライフラインの途絶の長期化等も考慮し、新築以上にライフラインの途絶に対応した対策を十分に講じる必要がある。求められる機能継続性に対して、LPガス・灯油・軽油等の分散型エネルギーを使用できるような設備としておくとともに、これらの燃料等を備蓄することで、地震後の発電や冷暖房等に活用することができると考えられる。

③官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

- ・災害応急対策活動に必要な官庁施設の位置は、ライフライン及び前面道路の機能障害が発生せず、または早期復旧が可能なように選定する。
- ・災害応急対策活動に必要な官庁施設の敷地は、災害応急対策活動を考慮した広さ及び形状とし、また、その配置は、災害応急対策活動時等に十分機能するよう計画するものとする。
- ・災害応急対策活動に必要な官庁施設の整備に当たっては、災害応急対策活動を維持・継続させるために必要な規模の備蓄室、設備室等を確保する。特に、災害対策の指揮及び情報伝達のための官庁施設の整備に当たっては、外部からの応援者を含む多数の災害対策要員が集中的に活動できるような活動拠点室等を確保する。
- ・官庁施設の整備に当たっては、構造体、建築非構造部材、建築設備等について、大地震動に対して官庁施設が持つべき耐震安全性の目標を定め、その確保を図る。特に、災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な官庁施設等については、他の官庁施設に比べ、大地震動に対しても耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- ・大地震動後において、設備機能を確保するため、商用電力の途絶対策に配慮する。
- ・大地震動後の官庁施設の活動に必要な情報の収集・伝達等の機能を確保するため、公衆通信網の途絶及び輻輳対策に配慮する。通信・連絡網については、大地震動後の不測の事態に備え、信頼性の向上を図る。
- ・大地震動後のライフラインの途絶に備え、官庁施設の果たすべき機能に応じて必要とされる飲料水及び雑用水を相当期間分確保する。水源については、多様化するなど、バックアップが可能な措置を講じ、給水系統は、信頼性が高く、かつ、早期復旧が容易なシステムとする。
- ・大地震動後の官庁施設の果たすべき機能に応じ、必要とされる最低限の排水系統を確保する。
- ・耐震診断の結果、官庁施設の耐震安全性が目標に達しないと判断された場合は、官庁施設の機能、社会的影響度、地域的条件等及び診断結果を考慮して、緊急性の高い官庁施設から優先的に改修等の必要な措置を講ずる。

④君津市地域防災計画

- ・「市役所に設置されている震度計が 5 強以上と表示したとき、または気象庁において地域の震度を 5 強以上と発表したとき」など、災害対策本部の設置基準が示されており、本部の設置場所は原則として、市役所本庁舎に置く。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、君津市消防庁舎に置く。
- ・市長を災害対策本部長とし、本部長は本部の事務を総括する。市長を災害対策本部長とする。
- ・本部機構は、市の行政組織を主体にし、機能別に編成する。
- ・本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。
- ・情報連絡体制に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。
- ・停電に備え非常用発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。